

労働基準局所管の分科会の審議状況（平成22年4月以降）

労働条件分科会

○10月26日、11月29日

・有期労働契約のあり方について議論

※10月26日から議論を開始し、今後は総論的議論を経て、論点ごとの議論を進める予定。

平成23年12月頃議論のとりまとめ予定（建議）

勤労者生活分科会

○10月20日

・勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正案について議論

※財形持家融資制度において、事業主に代わって従業員への住宅資金の貸付け業務を行う「福利厚生会社」（登録制）について、新規参入を促進するため登録基準の見直しを行うこととした。

【中小企業退職金共済部会】

○11月9日

・中小企業退職金共済法施行規則の一部改正案について議論

※同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中小企業退職金共済制度上「従業員」として取扱うこととしたことに伴い、これらの者の本制度への加入から脱退までの手続等について整備を行った。

安全衛生分科会

○4月から11月までの間に10回開催

・各専門検討会での検討結果を踏まえ、以下の安全衛生対策の今後の方向性について議論

・職場におけるメンタルヘルス対策

・職場における受動喫煙防止対策

※11月10日に、本件に関する公聴会を開催

・機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方

・職場における化学物質管理のあり方

○12月6日（予定）

・上記事項について、年内のとりまとめに向けた議論を行う予定

【じん肺部会】

○6月14日

・じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について議論

※最新の医学的知見に基づく、じん肺健康診断の肺機能検査の判定基準の見直しに伴い、じん肺健康診断結果証明書や健康管理手帳（じん肺）などの様式の改正について議論を行った。

有期労働契約法制の見直しについて①

経緯

- 2008年のリーマンショック以降の景気後退の際に、有期契約労働者に対する雇止め、解雇が増加し、有期契約労働者の雇用の不安定さ、待遇等の格差、職業能力、形成が不十分等の課題。
- 有期労働契約に係る施策の方向性について検討するため、労働基準局長が参集を求めた学識者による研究会を開催。
(座長:鎌田耕一東洋大学教授)[平成21年2月～平成22年8月まで計18回]
- 本年9月に報告書を取りまとめ、公表。

検討状況

- 平成22年10月26日
有期労働契約研究会報告書も参考に、有期労働契約法制の見直しについて労働政策審議会労働条件分科会で検討開始。
- 平成22年11月29日
有期労働契約の現状等(総論)について議論。

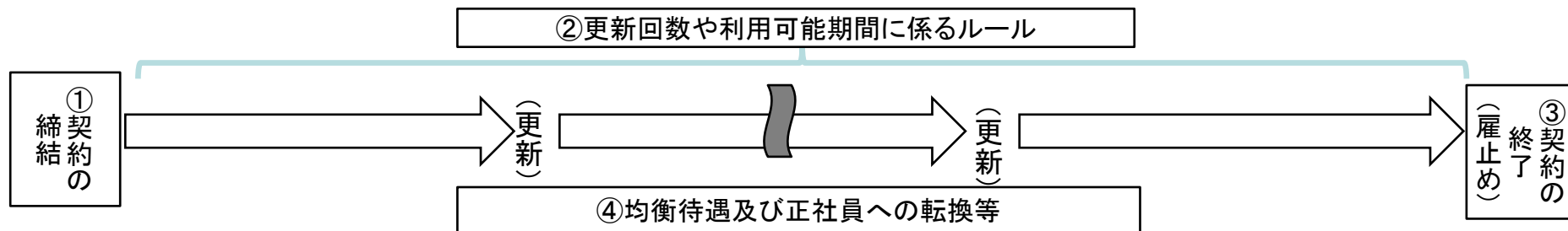
今後のスケジュール(予定)

- 平成23年12月頃 議論の取りまとめ(建議)

有期労働契約研究会報告書(9月10日取りまとめ・公表)の概要

○ 報告書のポイント

- ・ 有期労働契約の不合理・不適正な利用を防止するとの視点を持ちつつ、雇用の安定、公正な待遇等を確保するためのルールや雇用・労働条件管理の在り方を検討すべき。
- ・ 次の①～④など主要な論点について、考えられる(複数の)選択肢とそれぞれを採った場合の課題を整理して提示。



- ①締結事由の規制：有期労働契約を利用できる事由を、一時的な業務増等に限定することを検討。
[課題]新規雇用が抑制されないか(安定雇用へのステップとして有期労働契約は一定の役割)
- ②更新回数や利用可能期間に係るルール：雇用の安定等の観点から、更新回数や利用可能期間の上限の設定を検討。
[課題]上限手前での雇止めを誘発、業種・職種・年齢等により更新等の実態が多様
- ③雇止め法理(解雇権濫用法理の類推適用の法理)の明確化
：判例上定着した雇止め法理(反復更新を重ねた場合等一定の場合の雇止めについて、客観的理由を欠き社会的に相当と認められない場合は無効とされるもの)の法律によるルール化を検討。
[課題]個別の事案に応じた処理が可能となる一方、予測可能性に欠ける面を如何に補足するか
- ④均衡待遇及び正社員への転換等
：正社員との間の均衡のとれた公正な待遇、正社員転換措置の義務付けやインセンティブ付与等の検討。
[課題]一挙に正社員に転換することはハードルが高い → 「多様な正社員」の環境整備などを視野に

①勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令の概要

改正の概要

財形持家融資制度において、事業主に代わって従業員への住宅資金の貸付け業務を行う「福利厚生会社」(登録制)について、新規参入を促進するため、次のとおり登録基準の見直しを行うもの。

- ① 「主として住宅資金の貸付けの業務を行う法人であること。」のうち、「主として」を削ること。
- ② 新たに住宅資金の貸付け業務を開始した法人であっても、翌会計年度において、その法人に出資する事業主等の雇用する勤労者に対する住宅資金の貸付額の総額が、住宅資金の全貸付額のおおむね100分の50以上であることが見込まれればよいこととする。

施行日 平成22年11月12日

②中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令の概要

改正の概要

従来、中小企業退職金共済制度への加入が認められていなかった同居の親族のみを雇用する事業に雇用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、本制度上「従業員」として取り扱うことができるようにすることに伴い、これらの者の中小企業退職金共済制度への加入から脱退までの手続等について整備を行うもの

施行日 平成23年1月1日

安全衛生行政の今後の方向性に関する議論について①

1 趣旨

本年6月に閣議決定された「新成長戦略」において設定された目標達成のため、職場におけるメンタルヘルス対策や受動喫煙防止対策などの労働者の健康対策、機械や化学物質による労働災害の防止について、専門家による検討会を開催し、その結果を踏まえ、今後の安全衛生対策について安全衛生分科会において審議し、実施すべき対策をとりまとめる。

2 検討の方向性

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策

- ・労働者の気付きを促すことが重要であり、医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認し、医師による面接指導が必要であることを労働者に直接通知する新たな枠組みを導入する。
- ・労働者のプライバシーに配慮し、事業者は労働者が面接の申出を行ったことや、面接指導の結果を理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- ・産業医有資格者、メンタルヘルスに知見を有する医師等で構成され、一定の要件を満たす外部専門機関を登録機関として位置付けることにより、嘱託産業医と同様の役割を与える。

(2) 職場における受動喫煙防止対策

- ・受動喫煙の有害性の認識や国際動向等を踏まえ、今後は、快適職場形成ではなく労働者の健康障害防止の観点から事業者の責務とする。
- ・一般の事業所、工場等は全面禁煙や空間分煙とする。また、飲食店、ホテル・旅館等の宿泊施設等の顧客の喫煙を認めることもサービスの一部として提供する場所についても、全面禁煙や空間分煙の措置をとることを事業者の義務とするが、これらの措置を講じることが困難な場合は、換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させる。
- ・国民のコンセンサスを得つつ、できるだけ早期に取組を進めていく。

安全衛生行政の今後の方向性に関する議論について②

(3) 機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方

・機械ユーザーにおけるリスクアセスメントの取組を促進し、機械労働災害の一層の防止を図るために、譲渡時におけるメーカー等による機械の危険情報の提供の取組を推進する。

(4) 職場における化学物質管理のあり方

・GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に従って分類を行った結果、危険有害とされるすべての化学物質について、譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対し、ラベル表示及び化学物質等安全データシート(MSDS)交付による危険有害性情報を伝達する取組を推進する。

・すべての危険有害な化学物質について、事業場内で取り扱う容器などにラベル表示を行い、労働者に対し、危険有害性情報を伝達する取組を推進する。

3 今後の予定

年内に報告書をとりとまとめ、建議予定。

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

改正の趣旨及び内容

1 趣旨

じん肺法におけるじん肺健康診断のあり方について、最新の医学的知見を基に必要な見直しの検討が行われた結果を踏まえ、じん肺法施行規則等の一部を改正するもの

2 改正の内容

(1) じん肺則について

ア じん肺健康診断結果証明書の様式を以下のとおり改正

- ・「肺機能検査」の欄に「1秒量予測値」を記入する欄を、「第一次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄を、「胸部に関する臨床検査」の欄に「喫煙歴」を記入する欄を、それぞれ追加
- ・「V25/身長」を記入する欄を削除

(2) 労働安全衛生規則について

ア 健康管理手帳(じん肺)の様式を以下のとおり改正

- ・「肺機能検査」の「第1次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄を、「第二次検査」の欄に「酸素分圧」を記入する欄をそれぞれ追加
- ・「V25/身長」を記入する欄を削除

イ 健康管理手帳による健康診断実施報告書(じん肺)の様式を以下のとおり改正

- ・「肺機能検査」の欄に「1秒量予測値」を記入する欄、「第一次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄を、「胸部に関する臨床検査」の欄に「喫煙歴」を記入する欄をそれぞれ追加
- ・「V25/身長」を記入する欄を削除

(3) その他

施行期日

平成22年7月1日